

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(宿日直手当) 第 24 条 (略) 2 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務 1 回につき、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>ただし、宿直勤務又は日直勤務としての勤務時間が 5 時間未満の場合は、その額の 2 分の 1 の額とする。 <u>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 2 万円</u> <u>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程第 19 条第 1 項に規定する看護科長の職にある職員 7,400 円</u> <u>(3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 6,400 円</u> 3 (略)</p>	<p>(宿日直手当) 第 24 条 (略) 2 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務 1 回につき <u>6,400 円 (医師又は歯科医師の診療のための宿直勤務又は日直勤務にあつては 2 万円) とする。</u>ただし、宿直勤務又は日直勤務としての勤務時間が 5 時間未満の場合は、その額の 2 分の 1 の額とする。  3 (略)</p>	<p>・労働基準法に対応するため改正</p>
<p>(給与改善調整手当) 第 30 条の 9 給与改善調整手当は、<u>診療報酬等</u>における賃金の改善措置が必要な職員に支給する。 2 給与改善調整手当の月額は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 看護職員処遇改善評価料における賃金の改善措置が必要な職員のうち足柄上病院、こども医療センター及び循環器呼吸器病センターの保健師、看護師及び准看護師 10,700 円</u> <u>(2) 看護補助者処遇改善事業補助金における賃金の改善措置が必要な職員のうち当該事業で定める診療報酬を算定する病棟に勤務する病棟作業に関する業務又は看護の補助的業務に従事する職員 5,900 円</u> 3 (略)</p>	<p>(給与改善調整手当) 第 30 条の 9 給与改善調整手当は、<u>看護職員処遇改善評価料</u>における賃金の改善措置が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。 2 給与改善調整手当の月額は、<u>10,700 円</u>とする。  3 (略)</p>	<p>・看護補助者処遇改善事業補助金に対応するため改正</p>
<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>		